

北海道博物館

第2期中期目標・計画

令和2年10月
北海道博物館

目 次

概要	3
1 資料の収集・保存	4
2 展示	4
3 調査研究	5
4 北海道開拓の村の整備	5
5 教育普及事業	6
6 ミュージアムエデュケーター機能の強化	7
7 施設及び周辺環境の整備	7
8 広報	7
9 評価制度の活用と利用者ニーズの把握	8
10 道民参加の推進	8
11 博物館ネットワーク	8
12 情報発信	9
13 人材育成機能の強化と社会貢献	9
14 研究成果の発信	10
15 アイヌ民族文化研究センターの事業	11

北海道博物館第2期中期目標・計画

【概要】

● 基本的な考え方

第1期中期目標・計画期（平成27～令和元年度）の活動をとおして築き上げてきた魅力を背景に、さらなる道民からの信頼と愛着を確保すべく、平成27年に策定した北海道博物館基本的運営方針を継承し、以下の15項目の基礎的な事業に取り組みます。とりわけ、第2期（令和2～6年度）における北海道博物館を取り巻く状況と北海道の未来を見据え、4つのビジョン（重点目標）の達成を目指します。

● 15の事業展開

- ①資料の収集・保存、②展示、③調査研究、④北海道開拓の村の整備、
⑤教育普及事業、⑥ミュージアムエデュケーター機能の強化、
⑦施設及び周辺環境の整備、⑧広報、⑨評価制度の活用と利用者ニーズの把握、
⑩道民参加の推進、⑪博物館ネットワーク、⑫情報発信、
⑬人材育成機能の強化、⑭研究成果の発信と社会貢献、
⑮アイヌ民族文化研究センターの事業

● 4つのビジョン（重点目標）

- ①北海道開拓記念館開館50年（令和3年）、野幌森林公園自然ふれあい交流館開館20年（令和3年）、北海道開拓の村開村40年（令和5年）、北海道立アイヌ民族文化研究センター開所30年（令和6年）を機会に、それぞれの活動と成果の蓄積を特に未来を担う若い世代、子どもたちへと継承する事業を開拓します。（北海道博物館基本的運営方針II-4に依拠）
- ②道民参加型の活動の推進により、博物館に対する認知と愛着の醸成に努めます。（北海道博物館基本的運営方針II-2に依拠）
- ③ウポポイ（民族共生象徴空間）とりわけ国立アイヌ民族博物館との連携を含め、北海道内博物館の活性化に貢献します。（北海道博物館基本的運営方針II-3に依拠）
- ④樺太（サハリン）に関わる資料の収蔵・保管、調査研究、展示活動を推進する「樺太記憶継承事業」を推進し、樺太研究の拠点化を目指します。（北海道博物館基本的運営方針II-1に依拠）

※「樺太記憶継承事業」：一般社団法人全国樺太連盟から寄贈を受けた樺太関係資料（約6,000点）を適切に収蔵・保管するとともに、これらを活用した調査研究および展示活動を推進し、樺太の歴史や文化等を後世に継承していく事業。令和2～16年度までの15年計画で実施。

1 資料の収集・保存

(1) 資料の収集

- ア 資料収集方針に基づき、自然・歴史・文化に関わる後世に残すべき遺産を適切に収集する。
- イ 収集した資料については、速やかに調査し、適切に整理・分類・登録する。
- ウ 一括で寄贈を受けた貴重なコレクションについては、広く公表するとともに、展示や研究などでより多くの道民及び関連機関が活用できるように、資料群の全体像と個々の資料の基本情報を記した目録を刊行する。

(2) 収蔵機能の強化

- ア 収蔵資料データベースの適正かつ安全な運用により、資料の受入れ、出納やコンディショニング情報を一元的に管理する体制を強化するとともに、利用者への資料情報の提供に役立てる。
- イ 東日本大震災時や平成30年9月の台風21号ならびに北海道胆振東部地震時の教訓を活かし、災害発生時の被災資料の受入れや保存処理などに対応できる機能と体制を整備する。
- ウ 市町村合併など地域社会の急激な変動による資料の散逸などの課題に対し、北海道の中核的博物館として、北海道の自然・歴史・文化遺産を保存・継承するためのプロジェクトを推進し、その受け皿としての収蔵スペースの確保について検討を進める。

(3) 資料保存環境の維持

貴重な公共の財産を預かる立場から、温湿度管理、薬剤だけに頼らない方法による虫菌害防除対策（IPM）、災害対策などを徹底し、適切な資料保存環境の維持に努める。

(4) 収蔵資料の利用への対応

収蔵資料の特別観覧や刊行物などへの使用、道内外の博物館などへの貸出しに積極的に対応し、より多くの人びとが北海道博物館の収蔵資料を利用する機会を創出する。

2 展示

(1) 総合展示室の運営

- ア 最新の研究成果を反映した総合展示の定期的な入替えにより、来るたびに違う、飽きない展示を演出するとともに、年齢、母語、障がいの有無などを問わず、すべての方にわかりやすく、楽しめる展示空間を提供する。
- イ これまで利用者からいただいたさまざまな意見を踏まえ、より魅力的な総合展示のあり方

を検討し、順次改善していく。

- ウ 総合展示のメンテナンスに努める。

※総合展示室利用者数の目標値を、次のとおり定める。

総合展示室利用者数（5年間）	400,000人
うち外国人利用者数（5年間）	34,000人

（2）企画展示の開催

- ア 他の博物館や民間企業との連携・協働、全国規模の巡回展の誘致により、より魅力的な企画展示を実現する。
- イ 道民の研究成果や創作活動の発表など、道民参加型の企画展示を導入し、道民との連携促進を図る。
- ウ 北海道博物館独自の研究成果を積極的に反映した企画展示を開催する。
- エ 企画展示の開催に合わせて、来館者の理解を深め、学術的意義を広く知らせるために展示図録や解説用冊子を刊行する。

※特別展示室利用者数の目標値を、次のとおり定める。

特別展示室利用者数（5年間）	260,000人
----------------	----------

3 調査研究

- ア 北海道の自然・歴史・文化に関する有形・無形の遺産に関する調査研究を推進し、その成果を総合展示や企画展示、教育普及事業等に反映させることにより、道民が自らを知り、誇りやアイデンティティを確認する機会の提供につなげる。
- イ 道民と連携した基礎的な調査研究を実施するとともに、道民の自主的な研究活動・研究発表の場を設ける。
- ウ 外部研究機関や外部研究者と連携しながら、学際的な研究プロジェクトを推進する。
- エ 北東アジア諸地域をはじめ、北海道と友好関係にある地域、地理的・歴史的につながりのある地域等の博物館や研究機関との交流及び共同研究を推進する。
- オ 館内での研修会、館外での長期研修への派遣などを実施し、職員の研究資質の向上を図る。

4 北海道開拓の村の整備

- ア 北海道開拓の村に移築・復元されている歴史的建造物群を、北海道の貴重な財産として後世

に伝える取組を進める。

- イ 建造物内の展示の充実に取り組む。
- ウ 博物館としての役割を基本としながら、観光拠点や古民家再生等人材の育成拠点などとしての活用について検討し、取組を進める。

5 教育普及事業

(1) 魅力あるイベントの充実

- ア 総合展示室や「はっけん広場」で気軽に参加できるイベント、子ども向けのイベント、入門的な体験型イベントなど、来館者のニーズに対応した多彩で魅力のある行事を実施する。
- イ 調査研究の成果を活用した、北海道の自然・歴史・文化をより深く知ることができる行事を実施する。
- ウ 博物館活動そのものに対する理解を深めてもらうための行事を実施する。
- エ 利用者ニーズに対応した解説員による展示解説活動を展開する。

※イベントの参加者数の目標値を、次のとおり定める。

イベントの参加者数（5年間）	80,000人
----------------	---------

(2) 社会的ニーズに合わせた教育普及事業の充実

- ア 学校団体をはじめとした各種団体を対象としたレクチャーや「はっけん広場」でのプログラムなど、団体向けのプログラムを実施する。
- イ 情報・通信技術を活用した機器（ICT機器）による多言語解説、ワークブックや解説書、さわれる資料や五感を刺激する資料・装置など、あらゆる利用者に対応した総合展示・企画展示の理解を促す教材の充実を図る。

(3) はっけん広場の運営

- ア 「はっけん広場」の活動を充実させ、新たな発見を利用者に促すとともに、利用者同士、利用者と解説員の交流の輪を育む。
- イ 学校現場など、利用者の声も反映させながら、教材やプログラムの改良や開発、イベントの充実に努める。
- ウ 博物館利用促進の一環として、学校など、館外への貸出し用教材の開発を進め、貸出しを推進する。

※はっけん広場利用者数の目標値を、次のとおり定める。

はっけん広場利用者数（5年間）	100,000人
-----------------	----------

6 ミュージアムエデュケーター機能の強化

- ア 一般来館者や学校団体がより効果的に学び、気づき、発見できる環境を整えるため、博物館の教育普及活動に必要な、職員の専門的知識及び技能の向上を図る。
- イ 道内の博物館、教育委員会、学校、各種団体などと連携し、より効果的な北海道博物館の利用を促進するための取組を進める。
- ウ 平成29～30年に改訂された学習指導要領をふまえ、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校児童・生徒の主体的・対話的で深い学びをサポートするための取組を進める。

7 施設及び周辺環境の整備

(1) 館内施設の整備と活用

- ア 休憩スペース、キッズ・コーナー等を含め、年齢、母語、障がいの有無などを問わず快適に施設を利用できるようアメニティ設備を充実させるとともに、オリジナルグッズの提案・開発により、博物館としての魅力アップにつなげる。
- イ 記念ホール、講堂、グランドホールなどの一層の活用を図る。

(2) 周辺環境の整備

- ア 公共交通機関でのアクセス、野幌森林公園内施設相互のアクセスの利便性向上に向けた取組を進める。
- イ 野幌森林公園の景観やイメージとの調和に配慮し、トータルデザインに基づいて公園や園内各施設のサインの統一化を図る。
- ウ 野幌森林公園内の散策路、北海道博物館屋上スカイビューなどにおける野外展示の実現に向けた取組を進める。

(3) 野幌森林公園内施設との一体的な取組の推進

北海道博物館、開拓の村、自然ふれあい交流館の連携を強化し、公園内的一体的かつ効果的な運営に努め、利用者の利便性と満足度の向上を図る。

8 広報

(1) 広報活動の強化

- ア 道民の博物館への関心を広げ、利用を促進していくため、あらゆる広報媒体を活用するとともに、職員全員が積極的な広報活動を展開する。

- イ 愛称「森のちゃれんが」とロゴマークを積極的に広報媒体やサインなどに活用することで、北海道博物館のブランドイメージの向上に役立てる。

(2) 他機関との連携による広報活動の強化

他機関との連携事業に積極的に参画し、利用者と直に接する広報活動を展開する。

9 評価制度の活用と利用者ニーズの把握

- ア 毎年度の事業実績について、あらかじめ評価項目を定め、館としての自己点検評価を行い、その結果を公表し、改善すべき点については、速やかに対処する。
- イ オーディエンス・リサーチ（利用者調査）を実施し、その結果を分析し、公表するとともに、改善すべき点については、速やかに対処する。
- ウ 自己点検評価と利用者調査をふまえ、博物館協議会による外部評価を行い、その結果を公表することを通じて、より良い博物館づくりへつなげる。

10 道民参加の推進

- ア 道民の自主的なサークル活動の支援、ボランティア活動の導入、北海道博物館を支援する組織の創設などにより、博物館活動への道民参加を促進し、道民との連携を強化する。
- イ 道民とともに進める調査研究や企画展示、道民が博物館活動に深く関わる事業を企画・立案、実施する。
- ウ 外部としての意見聴取・交換の機能を充実させるため、館長の諮問に応える道民組織を立ち上げ、北海道博物館における道民参加型活動のあり方を検討する。

11 博物館ネットワーク

(1) 各種博物館団体との連携

- ア 日本博物館協会、全国歴史民俗系博物館協議会などとの連携により、全国博物館の最新動向に関する情報を入手し、道内の加盟館へと伝える一方、北海道からの要望をとりまとめるなど、北海道と全国の博物館をつなぐ役割を果たす。
- イ 北海道博物館協会との連携により、地域ブロック別や館種別組織の活動を積極的に支援するなど、中核的博物館としての役割を果たし、北海道の博物館活動の活性化につなげる。

(2) 博物館交流の促進

- ア 地域の博物館、図書館、教育委員会などと連携し、共同研究、共同事業などを通じて地域との協働・交流を促進させ、北海道再発見のための知のネットワークづくりへつなげる。
- イ 北海道博物館や道内各地において、道内の博物館職員を対象に、博物館学系の知識や技術を普及する研修会を実施する。

12 情報発信

(1) 情報発信機能の強化

- ア 北海道博物館の収蔵資料、図書、刊行物等に関するデータベース化を進め、ウェブサイトなどで発信する。
- イ SNS の活用など多様な媒体により、北海道博物館及び道内博物館の諸情報を道民が利用しやすい形で発信する。

※ウェブサイトのアクセス数の目標値を、次のとおり定める。

ウェブサイトのアクセス数（5年間）	1,300,000 件
-------------------	-------------

(2) 道民の「知りたい」気持ちへの支援

- ア 北海道の自然・歴史・文化に関わる図書、博物館刊行物、視聴覚資料などを収集し、図書室の充実を図る。
- イ 収蔵資料、図書、視聴覚資料などの閲覧スペースを整備し、閲覧・複写などの各種サービスを充実させる。
- ウ 北海道の自然・歴史・文化に関わる道民の身近な相談窓口として、他の博物館や関係機関との連携を強め、レファレンスや学習支援の機能を強化する。

※レファレンス件数の目標値を、次のとおり定める。

レファレンス件数（5年間）	2,800 件
---------------	---------

13 人材育成機能の強化と社会貢献

(1) 博物館実習生やインターンシップなどの受入れ

- ア 博物館実習生やインターンシップを積極的に受け入れるとともに、大学などと連携し、より効果的な実習（研修）プログラムを構築する。
- イ 学生が博物館の活用方法について学ぶ機会を創出するため、大学などと連携し、授業や研修の講師として当館の職員を積極的に派遣する。

(2) 外来研究員の受入

外部研究者や大学院生などを受け入れ、当館資料を活用した北海道の自然・歴史・文化に関する研究の機会を提供する。

(3) 当館職員の資質向上

外部機関が開催する博物館学系研修会や技術研修会に当館職員を参加させ、先端の知識と技術を集積し、博物館機能の向上に結びつける。

(4) 職員の対外貢献

講演、各種委員への就任、共同研究への参画、出版物への寄稿、その他専門的知識の提供など、外部機関の活動に対して積極的に協力し、社会貢献に努める。

(5) 外部機関との事業連携

民間企業などを含めた外部機関と共同で行う事業を推進するとともに、外部機関の事業への協力・後援を積極的に行う。

(6) 道民の豊かな暮らしづくり・北海道の未来づくりへの貢献

- ア 北海道の自然・歴史・文化を総合的に研究する機関として、北海道が抱える諸問題の解決に貢献する。
- イ 北海道総合計画などとリンクし、道民の豊かな暮らしづくりと北海道の未来づくりへと結びつく研究を推進する。
- ウ 多民族・多文化共生社会、人と自然との調和のとれた社会など、北海道であるからこそ率先して目指すべき社会のあり方についてのビジョンを提言する。

14 研究成果の発信

(1) 学術刊行物などの刊行

- ア 研究成果を広く伝えるため、研究紀要や研究報告書などを刊行する。
- イ 北海道の自然・歴史・文化の学習や理解促進のために、研究成果をわかりやすくまとめた冊子などを刊行する。

(2) 学会への発信

各種学会での発表や学術雑誌への投稿などにより、北海道博物館の研究成果を積極的に発信する。

15 アイヌ民族文化研究センターの事業

(1) アイヌ文化に関する調査研究とその成果の普及

- ア 北海道の総合博物館としてアイヌ文化の継承と理解促進に資するため、アイヌ民族の言語・口承文芸、芸能、民具・生活技術などの有形・無形の文化と、それらの理解に欠かせない歴史について、重点的に調査研究を進める。
- イ 関係機関や研究者、伝承活動関係者などとの連携により、道内各地のアイヌ文化に関する資料の所在調査を進め、整理・保存作業を行う。
- ウ 調査研究などを通じて収集した未公開の資料や研究情報については、その公開を進め、アイヌ文化の継承、学習、研究などに広く活用できるよう整備を進める。
- エ 調査研究などの成果をひろく伝えるため、研究紀要の発行や講演会・講座などの開催とともに、総合展示の充実や企画展示の実施などを進め、アイヌ文化に関する理解促進の取組を一層強化する。

(2) アイヌ文化に関する学術情報の集約と発信・研究支援

- ア アイヌ文化に関する資料及び学術情報を一元的に集約し、そのデータベース化を進める。
- イ これらの成果については、さまざまな媒体や機会を通じた提供を進め、北海道博物館がアイヌ文化の継承、学習、研究にとっての情報センターとしての役割も果たすことができるよう、そのための機能の充実を図る。